

# 「ヤングケアラー」について

資料3

令和3年7月27日

和歌山県 福祉保健部 福祉保健総務課

## 1. ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般的に「**本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供**」とされており、おおむね以下のようなケースが想定されます。

### 想定されるケース▶

複数のケースが同時に該当する場合も想定されることであり、支援に際しては、関係機関が連携がより重要となる



(イラスト ©一般社団法人日本ケアラー連盟)

家族のお世話や手伝いをする事自体は本来、素晴らしい行為ですが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を伴う場合があり、本人の成育や学業への影響が懸念されています。

## 2. 支援に向けた動き

近年、ヤングケアラーへの対応が全国的な課題となっており、国や各地の自治体で以下のような取組が始まっています。(令和2年度以降の動き)

### ▶ 国の取組

- Webを活用した実態調査(全国の中・高2年生を対象とした抽出調査)
- ヤングケアラー支援に係るプロジェクトチーム報告(R3.5.17)

別添参照

### ▶ 地方の取組(報道等により判明しているもの)

- 実態調査の実施(予定含む)  
北海道、札幌市、埼玉県、さいたま市、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、福井県、京都市、大阪府、大阪市、奈良県、鳥取県、北九州市、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
- 相談窓口を児童相談所に一本化 鳥取県
- 専門の部署及び相談窓口を新設 神戸市

## 3. 和歌山県の取組

和歌山県においても、以下の三つの取組を予定しています。(本年10月頃の実施を目指し準備中)

### ▶ 生徒を対象とした啓発

- 目的 悩みをひとりで抱えないよう呼びかけるとともに、相談先を周知するため
- 対象者 県内の中高生
- 方法 [啓発物資の配布](#)(クリアファイル又はリーフレット)
- 内容 生徒へのメッセージと、県教育委員会及び市町村における相談窓口の案内

### ▶ 教職員等を対象とした啓発

- 目的 相談を寄せた生徒を福祉サービスに円滑につなぐため
- 対象者 県内の中高教職員、市町村の福祉担当者など
- 方法 [福祉の各種サービスに関する手引きの配布](#)
- 内容 想定されるケースごとに、利用可能性のある福祉サービスを例示

### ▶ 実態調査の実施

- 目的 家族のケアを行う生徒の実態及び支援ニーズを把握し、必要な支援策を検討するため
- 対象者 県内の中高生(2年生)
- 方法 [学校を通じてのアンケート](#)
- 内容 家族に対するケアの有無、ケアの内容、支援に係る希望・意見等について調査